

| 情 報 本 部 仕 様 書    |                                |                         |                |
|------------------|--------------------------------|-------------------------|----------------|
| 物品番号             |                                | 仕 様 書 番 号               |                |
| 品 名<br>又は<br>件 名 | C 3 棟各執務室の通信器材及び什器移設等役務（その2-2） | D I H - L G - 2 6 0 9 9 |                |
|                  |                                | 防衛大臣承認                  | 令和 年 月 日       |
|                  |                                | 作 成                     | 令和 8 年 9 月 4 日 |
|                  |                                | 改 正                     | 令和 年 月 日       |
|                  |                                |                         | 令和 年 月 日       |
|                  |                                | 作成部隊等名                  | 情報本部画像・地理部     |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部画像・地理部（以下、“官側”という。）が調達する「C 3 棟各執務室の通信器材及び什器移設等役務（その2-2）」（以下、“本役務”という。）について規定する。

### 1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合には、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

#### 1.2.1 引用文書

##### a) 法令等

**情報本部における立入禁止場所等に関する達**（平成20年情報本部達第4号）

##### b) 仕様書

**D I H - L G - 2 5 1 1 9** C 3 棟各執務室の通信器材及び什器移設等役務

**D I H - L G - 2 6 0 0 7** C 3 棟各執務室の通信器材及び什器移設等役務（その2）

**D I H - L G - 2 6 0 7 8** C 3 棟各執務室の通信器材及び什器移設等役務（その3）

#### 1.2.2 関連文書

##### a) 法令等

**秘密保全に関する訓令**（平成19年防衛省訓令第36号）

**防衛省の情報保証に関する訓令**（平成19年防衛省訓令第160号）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 本役務の概要

C 3 棟においては、情報本部の新たな体制／態勢に合わせ、大規模な執務室の区割り変更を行っており、この一環として、令和7年度には、情報本部画像・地理部内の執務室の区割り変更に伴うフロア移設（C 3 棟各執務室の通信器材及び什器移設等役務（仕様書番号 DIH-LG-25119。以下、“フロア移設役務（その1）”という。）による移設）を、令和8年度には、画像・地理部にとどまらず、情報本部他部を含めた大規模な執務室の区割り変更に伴うフロア移設（C 3 棟各執務室の通信器材及び什器移設等役務（その2）（仕様書番号：DIH-LG-26007。以下、“フロア移設役務（その2）”という。）による移設）を完了したところである。

今後更に、令和8年10月下旬以降にフロア移設（C3棟各執務室の通信器材及び什器移設等役務（その3）（仕様書番号DIH-LG-26078。以下、“フロア移設役務（その3）”という。）による移設）を引き続き行う計画であるが、フロア移設役務（その3）の役務実施に先立って、フロア移設役務（その1）及びフロア移設役務（その2）により生じた廃棄予定の通信器材及び什器を集積している区画に空間を創出する必要が生じたことから、一連のフロア移設の工程に、空間創出のための通信器材及び什器移設の作業工程を差し込むための役務である。

## 2.2 一般要求事項

本役務における一般要求事項は、次のとおりとする。

- a) 契約相手方は、本役務の全部を下請負者、再委託先等に委託してはならない。また、本役務の一部を下請負者、再委託先等に発注又は委託する場合にも、本役務の作業の実施中、契約相手方の社員が常時継続的に現場において下請負者、再委託先等への指示・監督に当たらなければならない。
- b) 本役務の実施に当たり、契約相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。
- c) 本役務は、C3棟の異なるフロア間で複数回の通信器材等の移動（昇降には積載能力1,150kg（幅約1.8m×奥行約1.5m）のエレベータ1台のみが利用可能）を伴うほか、情報本部の運用に影響を及ぼすことのないよう限定された時間枠で移設作業を進める必要があることから、契約相手方は本役務の実施に当たり、官側と念入りに日程調整を行うとともに、土日・祝日での作業となることをあらかじめ承諾していなければならない。

## 2.3 役務の実施場所

本役務の実施場所は、東京都新宿区市谷本村町5番1号 防衛省市ヶ谷庁舎C3棟内とし、その細部は付図1のとおりである。

## 2.4 役務期間及び実施内容・実施時期

本役務における役務期間及び実施内容・実施時期に関する事項は、次のとおりとする。

- a) 本役務の期間は、契約締結日から令和8年10月19日（月）までとする。
- b) 廃棄品集積場所Aから廃棄品集積場所B-2及び廃棄品集積場所B-3への通信器材及び什器の移設は、納期までのいずれかの土日・祝日に行うものとする。
- c) 契約相手方は、本役務で移設する通信器材及び什器の種類、寸法、重量、数量等を把握し、移設経路や設置場所を確認するため、本役務の締結後、速やかに役務実施場所に立ち入り、事前調査を行わなければならない。

## 2.5 通信器材及び什器の移設に関する要求事項

- a) 契約相手方は、付図1を基準に通信器材及び什器の移設を行う。
- b) 通信器材及び什器の移設に当たっては、じ後行われるフロア移設役務（その3）への継続性を十分に考慮して作業を行うものとする（例えば、フロア移設役務（その3）における移設をできるだけ容易に行えるよう、集積場所には通路を確保した上で集積を行う、通信器材及び什器が取出しにくくなる形態での積み重ねを行わない等の配慮を行う）。
- c) 通信器材の移設に当たっては、2.2b)に掲げる一般要求事項を遵守するとともに、情報漏えいを厳に防止する観点で、作業員によるハードディスク、メモリーその他の構成品の持出しがないよう、契約相手方はこれを厳しく管理しなければならない。

## 2.6 養生

契約相手方は、本役務の履行に当たり廊下、ドア等に適切な養生を行い、設置物や施設に損害を与えないよう注意しなければならない。特に、廃棄品集積場所B-2への通路には、電源パネルのスイッチ類が通路側面に配置されていることから、これらのための養生を確実に行う。

## 2.7 損傷発生時の対応

施設又は資材に何らかの損傷が生じた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約相手方の責任及び費用負担により修復を行わなければならない。

## 2.8 使用部材・資材・機器等

本役務の履行に必要な部材・資材及びこれの敷設に必要な機器等については、契約相手方が準備する。また、作業後に不要となった部材・資材は、契約相手方が処分する。

## 2.9 本契約の履行に必要な細部の調整

この仕様書に定めるもののほか、本契約の履行に当たり細部の調整が必要な場合には、契約相手方と官側で調整して決定するものとする。

## 3 品質保証

### 3.1 監査・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 情報の保全等

情報の保全等は、次のとおりとする。

- a) 契約相手方は、契約履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。
- b) 契約相手方は、本役務の履行に当たり、電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、事前に官側と調整し、防衛省が規定する関係規則類に基づき、許可を得るものとする。
- c) 契約相手方は、持ち込み及び持ち込み使用する電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器に対し、複数のウィルススキャンソフトでウィルス等の混入がされていないことを確認し、その結果を官側に提示するものとする。

### 4.2 立入手続

立入禁止場所への立ち入り等については、次のとおりとする。

- a) 契約相手方は、本役務の履行に当たり必要となるC3棟の立入禁止場所への立入手続について、**情報本部における立入禁止場所等に関する達**に基づき、官側と調整の上、行うものとする。なお、立ち入りの申請が許可されるまでには相当の期間を要する一方で、納期までの期間が限られていることから、現時点で情報本部画像・地理部への立ち入り許可を取得しておらず、本役務の実施に当たり **新たに立ち入りの申請が必要な契約相手方にあつては、必要な申請書類を、本役務の契約の締結が決定した翌日から起算して、原則3営業日以内に官側に提出することとする。**
- b) 立入禁止場所への立入の申請を行うに当たっては、秘密保全に対する意識が十分に涵養される、立ち入りにふさわしい人物をもって充てること。
- c) 立入禁止場所の入退室及び作業に当たっては、官側の立会者の統制に従うこと。

### 4.3 官側の支援

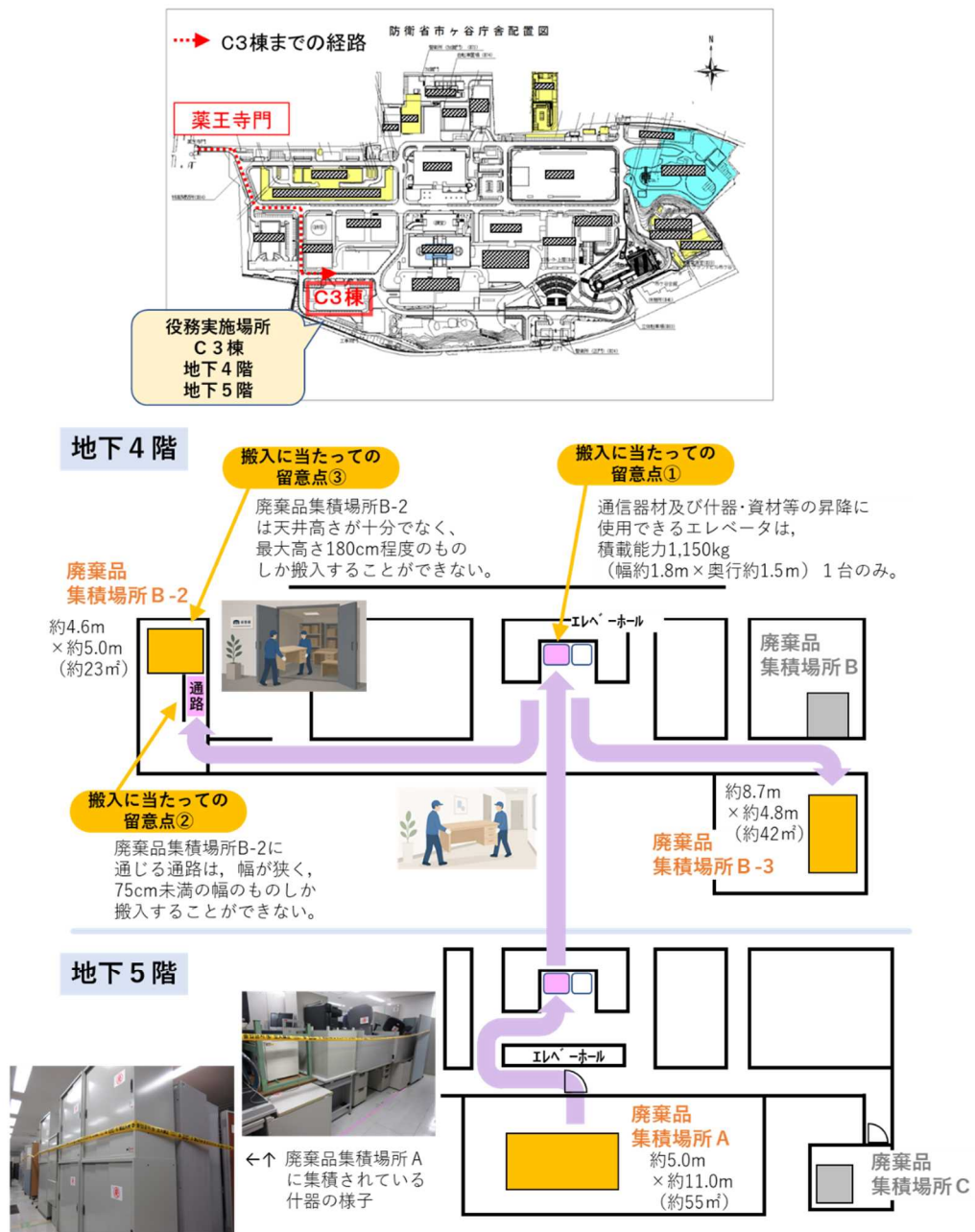
契約相手方は、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地における官側が保有する電話、電力及び水等の使用
- b) 現地における本役務の履行に必要な官有器材及び施設等の利用
- c) その他、官側が必要と認めた事項

#### **4.4 仕様書に関する疑義**

仕様書の内容に疑義が生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受ける。

## C 3 棟各執務室の通信器材及び什器移設等役務（その 2 - 2） 役務の概要



■「廃棄品集積場所 A」、「廃棄品集積場所 B」、「廃棄品集積場所 C」のそれぞれの呼称は、フロア移設役務（その 3）によるものである。

- C 3 棟各執務室の通信器材及び什器移設等役務（その 3）（仕様書番号：DIH-LG-26078。以下，“フロア移設（その 3）”という。）の役務実施に先立ち、廃棄品集積場所 A に集積されている通信器材及び什器を廃棄品集積場所 B-2、B-3 に移動する。
  - フロア移設（その 3）の役務の履行が令和 8 年 10 月中旬以降に本格的に開始される予定であることから、令和 8 年 10 月 18 日（日）までのいずれかの土日・祝日において、上記移設を完了させる。
  - なお、移設作業に当たって、契約相手方は情報本部における立入禁止場所等に関する達（平成 20 年情報本部達第 4 号）に基づき、情報本部画像・地理部への立入許可を取得している必要がある。このため、本役務の履行により新たに立入りを申請する必要がある契約相手方にとっては、当該立入申請が許可されるまでに相当の日数を要するとともに、作業工程に立入申請が許可されるまでの日程を十分に考慮しておかなければならないことをあらかじめ承諾しておかなければならない。
- （※現時点で情報本部画像・地理部への立入りを許可を取得しておらず、本役務の実施に当たり新たに立入りの申請が必要な契約相手方に対しては、必要な申請書類を、本役務の契約の締結が決定した翌日から起算して、原則 3 営業日以内に官側に提出すること）

付図 1 本役務の概要